

# 介護事業者の事故対応

## 女性入所者への度重なるセクハラ行為への対応

—被害者の女性は精神疾患—

### ■入居者同士のセクハラ問題は施設の責任？

特別養護老人ホームに入所している男性入所者K氏は、職員を目を盗み日常的に同じユニットの特定の女性利用者に対してのセクハラ行為をします。職員はその都度注意をしますが、激高して男性職員には暴力をふるおうとしたこともありました。

そのため、3カ月前に他のユニットに移ってもらいますが、そのユニットでも認知症や精神疾患があるOさん入所者に対するセクハラ行為が発覚しました。セクハラ行為をされた女性入所者は、それまではデイルームで過ごしていたのに、居室に引きこもり出て来なくなりました。不審に思った娘さんが、母親に聞いたすと「お父さんが殴るから怖くて部屋から出られない」と訴えたため、娘さんは「母は虐待されている」と施設に抗議しました。施設では、K氏の息子さんにセクハラ行為について説明し、退所を促しましたが、息子さんは応じてはくれません。一方、Oさんの娘さんは「施設の管理責任は重大である」として責任を追及する構えです。

## 高齢者同士でも認知症がない利用者の猥褻行為は犯罪

### [事例から学ぶ対応のポイント]

#### ■認知症のない利用者のセクハラは犯罪

高齢者施設では、なぜか利用者同士の性的なトラブルについては対応がマニュアル化されていないケースが多くみられます。施設は高齢者だからということを理由に、性的な嫌がらせや猥褻行為なども、犯罪にすることをためらうのでしょうか。訪問介護などの利用者の猥褻行為を事業所が警察に訴えても、「相手は高齢で被害が小さい」といった対応をすることがあります。しかし、猥褻行為の被害を受けた女性の精神的なショックは、変わるものではありません。本事例の被害者である精神疾患の女性も、「以前に夫から受けたDVがフラッシュバックした可能性がある」と医師が診断しています。認知症の利用者が行う行為については、本人の責任能力が無いとされれば、法的責任を問うことは難しいのですが、認知症が無ければ立派な成人男性ですから本人の責任です。



#### ■被害に対して施設の責任を問えるか？

本事例の被害者の女性の娘さんは、「施設の管理責任もある」と訴えました。しかし、判断能力も責任能力もある加害者のK氏の猥褻行為に対して、適切な防止措置を取らなかったことで、施設に加害者の責任を問うことは難しいでしょう。しかし、被害者の精神疾患の女性に対しては、被害者を加害者から守る安全配慮義務が施設に生じます。つまり、被害者女性の娘さんが施設を相手取って債務不履行責任を理由に賠償請求訴訟を起こせば、施設は安全配慮義務違反で賠償責任を問われるかもしれません。もちろん、施設はK氏に求償することは可能ですが、K氏が応じるとは思えません。

#### ■利用者同士の加害事故は迅速に家族に知らせるべき

本事例でもう一つの大きな問題は、K氏の猥褻行為も被害者の女性の被害事実も迅速に家族に知らされていないことです。特別養護老人ホームなどの入所施設では、施設内で起こる利用者同士のトラブルは施設側で全て解決しなくてはならないという思い込みから、家族への情報提供が遅れることがよくあります。しかし、利用者同士のトラブルの解決には、加害者と被害者の個別の人格や事情が大きく絡んでくることがありますから、家族に援助を求めて迅速に解決しなければなりません。本事例の被害者の女性は、いまだにデイルームに出て来られない状態が続いているのです。

#### 発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
マーケット開発部 市場開発室  
担当 堀江・佐伯 TEL 03-5789-6456

#### 担当課・支社 代理店

株式会社福祉施設共済会  
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSTビル  
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882